



連載13

皆さんに正しく伝えたい禁煙の話題

企業に義務化された従業員に対する受動喫煙防止対策の成果を期待したい

源馬謙太郎 衆議院議員

事において平均的な静岡県の県民性

静岡県の県民性は、何につけても平均的で、そつなくこなすことは良いところですよ。メーカーが新商品の発売前に、静岡県内でテスト販売を行なうから実際に商品を販売するのは、よく知られていることです。発売前の新商品に対する静岡県民の反応を見て、マーケティングを行なうからです。

こと、喫煙の話題についても、やはり県民性が表れています。全国の喫煙率というものがありません。静岡

県は22番目（2019年当時）に位置しています。それは、可もなく不可もなくということ、さもありなんと思ふことです。

県の政策では、「健康寿命」「健康増進」に力点を置いて各種の対策に取り組んでいることは、県民の皆さんもよく知っていることではないかと思ひます。その点からすると、現状の喫煙率に私は物足りなさを感じています。

県知事は、県民の健康寿命について気にされていて、一貫した政策が継続されています。県議会を離れてしばらく経つので、細かなことは言

えませんが、静岡県の良好な気候風土からして、健康先進県として全国の一步先に行くには良い自然環境があります。それは、他の自治体に良い影響を及ぼすことが可能な条件であると私は思っています。

取り掛かりとして、世界的に警鐘が鳴らされている「受動喫煙」があります。そのことは単独ではなく、健康寿命と関連させると、一つのモデルケースとして全国の自治体で追随する地域が出てくるのではないかと思います。

県民の中には、私と同じ思いの方があることでしょう。一步踏み出せ



源馬謙太郎（げんま・けんたろう）

1972年、静岡県浜松市舞阪出身。老舗塩辛屋の長男として生まれる。1996年、成蹊大学法学部政治学科卒業後、アメリカのCentre College（ケンタッキー州）に留学。2000年、アメリカン大学（ワシントンD.C.）School of International Service 修士課程において修士号取得、同年帰国。2005年、第26期生として財団法人松下政経塾に入塾。2007年、静岡県議会議員選挙で、県内最年少で初当選。2017年、第48回衆議院議員総選挙に出馬し初当選。

依存症という病気として、禁煙外来での治療をすすめる時代になっています。その治療は恥ずかしいことではあ

りません。多忙を極めると言っても、食事をする時間はあるのですから、喫煙習慣に困っている議員の方には、禁煙外来で対処されることをお勧めします。喫煙問題のことは、気候変動の問題と同じ視点で考えなければならぬところがあります。どのようなかとかと言うと、気候変動について世界の現状がこれではまずい、二酸化炭素を排出するガソリン車は止めることがよいことだから、日本も他国と歩調を合わせましょう、ということになると同時に自動車産業はじめ、物づくり産業がダメージを受けないように対策が求められます。喫煙問題についても、タバコ撲滅というトレンド（社会の潮流）があるとしても、タバコ製造、小売業に携わる人のことは無視できません。タバコ製造・小売業の人たちが生計を立てることができるよう、また、国と自治体の税収面でカバーができるように公正な労働の移行など、社会構造を切り替えなければならぬことです。

元喫煙者として、受動喫煙のことについても、しっかり発言して行くことが大事だと思います。その点で、国会議員として思うことは、国会議事堂の中に「喫煙室」が設けてあることについて、どう見ても好ましいことではないということです。例えば、学校の先生方は学校内の

職員室でタバコを吸ってはいけないという法律が、平成30年に施行されました。法律による罰則がどうと言う前に、先生方は教育者として、子ども達に喫煙する姿を見せるのは好ましいことではないし、受動喫煙の被害を受けさせないようにすることは、当たり前のことです。その法律を作ったのは、国会議員である私たちです。学校の教員数は全国に約100万人います。その教員の皆さんに、学校内、敷地内も禁煙です、ということにした立場上から、当然範を示してしかるべきことです。

私は30歳の誕生日に、もうそろそろいいかなというところで喫煙を止めました。固い決心ではなく、やってみようかなと思って、手元にあったタバコは、封を切ったものを全部捨て、そうでないものは残しておきました。吸いたくなったら戻ればいいという気持でした。その時から20年以上タバコは口にしていませんが、タバコを吸う人の気持も分かります。逆に、他の人に迷惑をかけていることにはうっかりしていることも分かります。タバコを吸うことを止めた時、何を一番感じたかという、食事ってこんなに美味しいものだったのだ、

元喫煙者として分かる事、言える事

ということでした。今、健康面に不安なく政治活動ができるのも、非喫煙者になったことと無関係ではないと思っています。

タバコの問題については、難しい側面があります。喫煙者の権利を守ることから始まって、禁煙をすればよいと一方的に言っても、解決しない事がいろいろあります。私も元は喫煙者で、アメリカに留学していた頃はタバコを吸っていました。その時のルームメイトは、同じ大学で同じバスケットボールチームのエースでした。ルームメイトになった最初に、彼に「タバコを吸ってもいいか」と聞いて、いいということだったので私は部屋でも遠慮なく吸っていました。二段ベッドの小さな部屋でした。彼は部屋にあまりいなかったのです。そのことを私は深く考えてみたこと

がありませんでした。非喫煙者である彼は、部屋にいるのが辛かったのだと思います。15年前に、当時のことを本当に申し訳ない気持ちになって、彼がアメリカのどこに住んでいるのか探しあててメールをしました。私が「あの時は大変申し訳なかった」と言っただけで、彼は「そんなこと、全然気



(写真はイメージ)

大学時代のルームメイトに10年過ぎてからのお詫び

がないのは、やはり平均的な県民性であるからかも知れません。県の方針でもあることで、静岡県が手を挙げてやってあげればよいなど、地元出身である私としては、そう思っています。

にしないでいいよ」と言ってくれたので、長年にわたって心に引っかかっていたものが取れました。吸っている人は、案内外付かないものです。受動喫煙の怖さもここにありません。吸っている人は、周囲の人への迷惑がどの程度であるか分かりません。受動喫煙の危険性になると、さらに分からないことではないかと思っています。私は30歳の誕生日に、もうそろそろいいかなというところで喫煙を止めました。固い決心ではなく、やってみようかなと思って、手元にあったタバコは、封を切ったものを全部捨て、そうでないものは残しておきました。吸いたくなったら戻ればいいという気持でした。その時から20年以上タバコは口にしていませんが、タバコを吸う人の気持も分かります。逆に、他の人に迷惑をかけていることにはうっかりしていることも分かります。タバコを吸うことを止めた時、何を一番感じたかという、食事ってこんなに美味しいものだったのだ、

職場の受動喫煙防止対策

すすめていますか？

たばこの煙から働く人を守る

職場づくり

空気のきれいな体に優しい



受動喫煙とは……
室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。

パンフレットの一部（厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署）

企業（職場）での受動喫煙対策義務化の主要事項

- 職場の喫煙状況を把握する
- 受動喫煙防止対策に関して従業員に説明会、勉強会を行なう
- 受動喫煙防止対策に関して各種支援事業を行なう

・受動喫煙防止対策に関して各種支援事業を行なうこと

企業では、屋内禁煙（原則）を実施しなければならないことになっていますが、もし喫煙室を設けるのであれば、「飲食店型」「病院・学校型」「2つ以外の全ての施設型」のどれかから選ばなければなりません。

そうした手続き経てまで、マイナズ面が大きい社内喫煙のために、喫煙室を設ける企業は限られるのではないかと思います。

企業において「受動喫煙防止対策に関して従業員に説明会を行なうこと」が義務化されたことは、日本のお父さんたちが、説明会、勉強会に参加することになります。

そのことは、企業の業績向上にどのように反映されるかということもありますが、それ以上に社会において、また家庭において受動喫煙の犠牲者低下に繋がることで、大いに期待して今後の動きを見守りたいと思います。

（本稿は、5月下旬に源馬謙太郎議員をインタビューし、本誌編集員がまとめました）

ウイルス感染以上に 多い受動喫煙の死亡者

そうはいっても、喫煙のタバコ問題といえば、受動喫煙です。コロナ禍の国内で感染による死亡者が1年間、約1万4000人になつていくことに、皆さん驚かれています。はないかと思えます。今後の感染状況にもよりますが、さらに増加する可能性がないわけではありません。

これについては、国を挙げて防止に取り組んでいます。受動喫煙による死亡者は、毎年約1万5000人と、コロナ感染以上であることも座視できません。

現在の日本には、男女合わせると1400万人の喫煙者がいると言われています（日本たばこ産業調べ、2018年）。うち男性が27・8%、女性が8・7%となっています。ひと頃、喫煙者が4500万人いた時代からすると、かなり少なくなっていますが、喫煙者数の低下と反比例するように受動喫煙による犠牲者が増加していることは、国民として目を

つむることはできないことです。

法律と条例で浮上した 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止については、法律として、また、各自治体で受動喫煙防止条例を施行していますが、42道府県のうち、15自治体に限られている状況です。静岡県は、2018年10月に受動喫煙に関する条例を可決し、その後施行していることは、今後改正点が出てくるとしても、納得できることです。

しかし、条例として整備されたとしても、喫煙する人たちの気持と行動に掛かる比重がなんといっても大きなものがあります。男性の喫煙年齢層を見ると、40代の割合がトップで次が30代、50代となります。この年代の方々は、多くは会社員として中心的な役割を背負って活躍されています。

その点を考えると、企業において受動喫煙というものが、どのように位置づけられているかが大きく関係してくるよう思っています。このことは、実際の業務とは無関係だと思

方もいるのではないかと思います。その見方は違うということも、私自身の体験から申し上げたいと思います。

喫煙は、受動喫煙による犠牲者の多さからしても、もはや個人の嗜好だから放置しておいてよいという時代ではなくなりました。会社内における喫煙は、実務を妨げる行為でもあり、他の社員への迷惑、健康を顧みない行為と捉えられることもあります。

そのことを理解している経営者がいる企業では、以前から積極的に受動喫煙防止対策について取り組んでいました。少数ですが、社内喫煙化に踏み切る会社もありました。

2020年度からは、企業の法的責任として、受動喫煙防止対策が義務化されました。それについては、今後国内の受動喫煙被害を低下させる上で、大きな影響を及ぼすことになると思われることができます。

企業として義務化されたことは、次の3つの事柄です。

- ・職場の喫煙状況を把握すること
- ・受動喫煙防止対策に関して従業員に説明会、勉強会を行なうこと